

改 正 後

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 89)

(新 設)

※ 平成 年 月 日 税務署長殿		(フリガナ) 提出法人 法 人 名	※整理番号 〃
		□□ 単連体結法親法人 代表者氏名	※連結7レベル整理番号 〃
		(フリガナ) 納 税 地 電話() -	
		(フリガナ) 代表者住所	
		事 業 種 目	業
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名	※ 整理番号	
	本店又は主たる 事所の所在地 電話() -	部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名	決 算 期	
	代表者住所	業 種 番 号	
	事 業 種 目	整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
□租税特別措置法第65条の12第1項の規定による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う特別勘定を下記により設定したいので申請します。 記			
申請の日における措置法第65条の12第5項第1号又は措置法第68条の83第6項第1号に規定する特別勘定の金額		譲り受けようとする措置法第65条の12第1項又は措置法第68条の83第1項の宅地の取得価額の見積額	
円		円	
(措置法第65条の12第1項又は措置法第68条の83第1項に規定するやむを得ない事情の詳細)			
措置法第65条の12第1項又は措置法第68条の83第1項の宅地を譲り受ける予定年月日		平成 年 月 日	
(その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名 押 印		〃	
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			整 理 簿
			備 考

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 89)</p> <p style="text-align: center;">大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間延長承認申請書</p> <p>1 この申請書は、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の12第1項又は措置法第68条の83第1項に規定する宅地を譲り受けることを約して造成を行う個人又は法人に土地等の譲渡をした法人が、当該宅地の造成に要する期間が1年を超えることその他のやむを得ない事情により、当該譲渡を含む事業年度（被合併法人の合併（適格合併を除く。）の前日を含む事業年度を除く。）終了の日までに当該宅地を譲り受けることが困難である場合において、政令で定めるところにより、取得認定期間（当該譲渡をした日を含む事業年度終了の日の翌日から納税地の所轄税務署長が認定する日までの期間をいいます。）内に当該宅地を譲り受ける見込みである場合において（当該法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が取得認定期間内に当該宅地を譲り受ける見込みであることその他の政令で定めるものであることを含む。）、措置法65条の12第1項の規定又は又は措置法第68条の83第1項により税務署長の承認を受けようとするときに使用してください。</p> <p>2 この申請書は、譲渡をした日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から2月（その日から2月を経過した日以後にやむを得ない事情が生じたため税務署長が認定する日までに宅地を譲り受けることが困難であることとなった場合には、当該事情の生じた日から2月）を経過する日までに、提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄を所轄する税務署長に、土地等の買取りをする者の一団の宅地の造成に関する事業により造成される宅地（土地等の買取りをする者の有するものに限る。）を当該土地等が買い取られた者に対し譲渡する予定年月日及び当該宅地の価額の見込額を証する書類を添付して、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付してください。</p> <p>(4) 「申請の日における特別勘定の金額」欄には、その申請の日における措置法第65条の12第5項第1号又は措置法第68条の83第6項第1号に規定する特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(5) 「譲り受けようとする宅地の取得価額の見積額」欄には、譲り受けようとする措置法第65条の12第1項又は措置法第68条の83第1項の宅地の取得価額の見積額を記載してください。</p> <p>(6) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、措置法第65条の12第1項又は措置法第68条の83第1項に規定するやむを得ない事情の詳細を記載してください。</p> <p>(7) 「宅地を譲り受ける予定年月日」欄には、上記(5)の宅地を譲り受ける予定年月日を記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(新設)</p>